

【資料 1】

府中市附属機関の設置等に関する条例

平成27年 3 月13日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、府中市長又は府中市教育委員会(以下「市長等」という。)の附属機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 市長等の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、府中市規則又は府中市教育委員会規則(第 9 条において「市規則等」という。)に定めるところにより、設置期間が 1 年未満の附属機関を置くことができる。

(所掌事務)

第 3 条 前条第 1 項に規定する附属機関は、市長等の諮問に応じて、それぞれ別表所掌事項の欄に定める事項について、調査審議するものとする。

(委員の定数)

第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する附属機関の委員(臨時委員及び専門調査員を除く。次条において同じ。)の定数は、それぞれ別表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

(委員の任期)

第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する附属機関の委員の任期は、それぞれ別表委員の任期の欄に定めるとおりとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門調査員)

第 6 条 市長等の附属機関に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 市長等の附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 臨時委員は第1項の規定による特別の事項の調査審議が終了したとき、専門調査員は前項の規定による専門の事項の調査が終了したときに、解任されるものとする。

(部会)

第7条 市長等の附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 市長等の附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市長等の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則等で定める。

別表(第2条～第5条)

府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会	(1) 府中市高齢者保健福祉計画の推進に関する事項 (2) 府中市介護保険事業計画の推進に関する事項 (3) 地域包括支援センターの運営状況の評価等に関する事項 (4) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	16人以内	3年
-----------------------------	--	-------	----